

全建総発第 3 号
平成28年4月6日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

現在、現場での労働災害、とりわけ、建設機械に起因する労働事故がなかなか減少しない状況下にあります。

このような状況を踏まえ、この度、一般社団法人全国クレーン建設業協会より、労働安全衛生法に基づいて実施されている「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講したオペレーターを優先して使用するよう要望がありました。

つきましては貴会会員に対し、周知方よろしくお願いいたします。

以 上